

【充実事業一覧】

【分類】Ⅰ：数値目標の設定、引き上げ Ⅱ：対象事業の追加 Ⅲ：事業内容の具体化 Ⅳ：その他事業内容の見直し

| 第二次推進プラン(案) | | 担当部局等 | 分類 | 現行の推進プラン | 担当部局等 |
|------------------------------|--|-----------------------------|----|--|-----------------------|
| 1-2-1 防災拠点施設の耐震化を進める | | | | | |
| 7 | ○府の防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)の耐震化を計画的に進める ＜平成31年度までに耐震化率90%を目指す＞ | 総務部、府民生活部、施設所管部局 | Ⅰ | 2 ○府の防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)の耐震化を計画的に進める | 総務部、府民生活部、施設所管部局 |
| 8 | ○市町村防災拠点施設の耐震化を計画的に進める ＜平成31年度までに耐震化率90%を目指す＞ | 市町村、消防組合 | Ⅰ | 3 ○市町村防災拠点施設の耐震診断を実施するとともに、耐震化を京都府地震防災緊急五箇年計画等により進める | 市町村、消防組合 |
| 1-2-2 学校施設の耐震化を進める | | | | | |
| 12 | ○公立小・中学校の耐震化を進める ＜平成28年4月までに耐震化率100%を目指す＞ | 市町村、教育庁 | Ⅰ | 8 ○公立小・中学校の耐震化を進める ・各設置者において小中学校の耐震改修を実施 ・小中学校施設の耐震補強工事促進のための市町村施設担当者研修会の実施 | 市町村、教育庁 |
| 13 | ○私立学校(幼・小・中・高)の耐震化を進める ＜できるだけ早期に耐震化率100%を目指す＞ ＜平成30年度までに耐震診断率概ね100%を目指す＞ ・H21年度創設の「私立学校施設緊急耐震化支援事業」(府独自で1/6を国制度に上乗せ補助)により耐震化を推進 | 私学、文化環境部 | Ⅰ | 9 ○私立学校(幼・小・中・高)の耐震化を進める ・耐震診断調査費補助による耐震診断の推進 ・H21年度創設の「私立学校施設緊急耐震化支援事業」(府独自で1/6を国制度に上乗せ補助)により耐震化を推進 | 私学、文化環境部 |
| 14 | ○府立学校の耐震化を進める ＜平成28年度末までに耐震化率100%を目指す＞ | 教育庁 | Ⅰ | 10 ○府立学校の耐震化を進める＜耐震化率80%(25年度)＞ ・Is値0.3未満の校舎について、H23年度までに耐震改修に着手。以後、Is値0.3以上0.7未満の校舎に着手 | 教育庁 |
| 16 | ○公立幼稚園の耐震化を進める ＜平成28年4月までに耐震化率100%を目指す＞ | 市町村、教育庁 | Ⅰ | 12 ○公立幼稚園の耐震化を進める ・各設置者において幼稚園の耐震改修を推進 ＜耐震化率80%(25年度)＞ ・公立幼稚園施設の耐震補強工事促進のための市町村施設担当者研修会を継続して実施 | 市町村、教育庁 |
| 1-2-3 医療・福祉施設の耐震化を進める | | | | | |
| 20 | ○社会福祉施設の耐震診断、耐震改修を進める ＜社会福祉施設の耐震化率94.5%を目指す＞ ・公立及び私立の社会福祉施設の耐震化を促進 ・民間保育所の耐震化促進(府子ども未来基金の活用による支援) ・研修、法人指導監督等の様々な機会を捉え、施設の耐震化等の推進を指導 | 施設管理者(市町村、各法人等)、健康福祉部、府民生活部 | Ⅰ | 15 ○社会福祉施設の耐震診断、耐震改修を進める ＜府・市町村立の社会福祉施設の耐震化率80%(25年度)＞ ・府社会福祉施設等整備臨時特例基金(約99億円)等を活用し、社会福祉施設の耐震化を促進※基金事業にはスプリンクラー整備、小規模介護施設新・増設を含む ・民間保育所の耐震化促進(府子ども未来基金の活用による支援) ・研修、法人指導監督等の様々な機会を捉え、施設の耐震化等の推進を指導 | 施設管理者(市町村、各法人等)、健康福祉部 |
| 21 | ○社会福祉施設のスプリンクラーを整備する ＜平成29年度までに整備対象となった施設について整備を完了させる＞ ・平成26年度消防法施行令改正に伴い、新たにスプリンクラー整備対象となった施設の整備を進めるとともに、義務化対象外の施設についても整備を促進する。 | 施設管理者等、健康福祉部 | Ⅰ | 16 ○社会福祉施設のスプリンクラーを整備する ・消防法施行令改正に伴いスプリンクラー設置が義務づけられた介護施設等のスプリンクラー整備費を助成 | 施設管理者等、健康福祉部 |

| 1-2-4 多数の人が集まる建物の耐震化を進める | | | | | | |
|----------------------------|--|-----------------------|-----|----|--|------------------|
| 23 | ○民間の多数の者が利用する既存不適格建築物等の耐震化を進める ・大規模建築物の耐震診断結果の報告を求め ・大規模建築物の耐震化を進める ・防災週間などを通じ、建築物の耐震化の啓発の実施 ・建築物の所有者に対し、必要があると認めるときは、指導助言を行うとともに、施設の耐震化を進める ・税制優遇措置等を含む耐震化の啓発の実施 | 建設交通部、府民生活部、市町村、施設所有者 | II | 21 | ○民間の大規模集客施設の耐震化を進める ・耐震改修促進計画に基づく施設所有者への建築物の安全確保の指導・助言 ・税制優遇措置(耐震改修促進税制)等の周知 ・防災週間などを通じ、建築物の耐震化の啓発の実施 | 施設所有者、市町村 |
| 24 | ○府立の大規模集客施設について耐震改修を進める (今後耐震改修予定の府の大規模集客施設) 京都文化博物館別館、丹後文化会館 | 文化環境部、施設所管部局 | II | 18 | ○府立の大規模集客施設について耐震改修を進める (今後耐震改修予定の府の大規模集客施設) 京都文化博物館別館、文化芸術会館、堂本印象美術館、ゼミナールハウス等 | 総務部、文化環境部、施設所管部局 |
| 25 | ○市町村立の大規模集客施設(文化会館、公民館等)の耐震改修を進める <耐震化率〇%を目指す> | 市町村 | I | 20 | ○市町村立の大規模集客施設(文化会館、公民館等)の耐震改修を進める <H26年度耐震化率80%> | 市町村 |
| 1-2-5 二次災害を発生させる建物の耐震化を進める | | | | | | |
| 30 | ○電力供給施設の対象建物の耐震性能を独自基準(建築基準法以上)に照らし再確認を実施し、順次耐震改修を進める | 関西電力 | II | 25 | ○電力供給施設の対象建物の耐震性能を独自基準(建築基準法以上)に照らし再確認を実施する | 関西電力 |
| 1-3-1 道路、河川等の整備・耐震化を進める | | | | | | |
| 35 | ○府管理の緊急輸送道路の改良整備を進める ・新たに開通した高速道路等を踏まえた緊急輸送ネットワーク計画の更新を図る | 建設交通部 | II | 34 | ○府管理の緊急輸送道路の改良整備を進める | 建設交通部 |
| 36 | ○府管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震改修を進める <平成27年度までに全道路橋の耐震改修を完了させる> | 建設交通部 | I | 35 | ○府管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震改修を進める | 建設交通部 |
| 38 | ○府管理の緊急輸送道路における法面防災対策を進める <五箇年で法面総点検要対策箇所19箇所の工事完了を目指す> ・第二次緊急輸送道路の法面防災対策を進める | 建設交通部 | I | 37 | ○府管理の第一次緊急輸送道路における法面防災対策を進める | 建設交通部 |
| 一部完了 | ○府管理の第一次緊急輸送道路における法面防災対策を進める | 建設交通部 | | | | |
| 39 | ○府建築物耐震改修促進計画等により、緊急輸送道路等を指定し沿道建築物の耐震化を進める | 建設交通部、市町村 | II | 17 | ○府建築物耐震改修促進計画等に基づき緊急輸送道路、避難路沿いの建物、密集市街地内の建物等の耐震化を進める ・緊急輸送道路沿道大規模建築物に関する耐震調査(府:H18、19年度実施) | 建設交通部、市町村 |
| 40 | ○孤立集落の発生を防止するための防災対策を進める <五箇年で異常気象時通行規制区間内法面総点検要対策箇所4箇所の工事完了を目指す> | 建設交通部 | I | 38 | ○孤立集落の発生を防止するための防災対策を進める ・法面総点検要対策箇所32箇所を整備する | 建設交通部 |
| 43 | ○低地地域の河川施設の耐震化を進める ・水路橋等4施設(天神川 JR交差部、天津神川 府道交差部・防賀川交差部、馬坂川 府道交差部)の耐震補強を実施 ・城陽排水機場の耐震化を実施 | 建設交通部 | II | 42 | ○低地地域の河川施設の耐震化を進める ・河川施設 水路橋3施設(長谷川 国道交差部、渋川 国道交差部、天神川 JR交差部)の耐震補強を実施 城陽排水機場等の耐震診断を実施 | 建設交通部 |
| 45 | ○港湾施設の整備を進める ・維持管理計画に基づいた計画的な長寿命化対策の実施 ・多目的国際ターミナル 京都舞鶴港国際ふ頭の整備 | 建設交通部 | III | 44 | ○港湾施設の整備を進める ・多目的国際ターミナル 京都舞鶴港舞鶴国際ふ頭の整備 ・耐震強化岸壁の適正な維持管理に向けた維持管理計画書の策定 ・緑地等の空間を緊急避難場所等の防災拠点として利活用するための連絡歩道橋の整備 | 建設交通部 |

| | | | | | | |
|------------------------------------|---|-------------------------|-----|----|---|-------------------------|
| 49 | ○鉄道駅の耐震化を進める ・駅舎や高架橋の耐震化状況を調査する | 鉄道事業者、建設交通部、阪急電鉄、京阪電気鉄道 | IV | 48 | ○鉄道駅の耐震化を進める ・重要駅の耐震補強事業への支援 ＜府内の利用者1万人以上/日の駅舎耐震化完了＞ ・耐震化工事の実施(阪急電鉄、京阪電気鉄道) | 鉄道事業者、建設交通部、阪急電鉄、京阪電気鉄道 |
| 一部完了 | ○鉄道駅の耐震化を進める ・重要駅の耐震補強事業への支援 ＜府内の利用者1万人以上/日の駅舎耐震化完了＞ ・耐震化工事の実施(阪急電鉄、京阪電気鉄道) | 鉄道事業者、建設交通部、阪急電鉄、京阪電気鉄道 | | | | |
| 1-3-2 地震に強い急傾斜地、ため池等の整備を進める | | | | | | |
| 50 | ○急傾斜地に係る土砂災害危険箇所(3,765箇所)の内、要対策箇所(1,339箇所)の対策工事を進める ＜平成31年度までに18箇所の工事完了を目指す＞ | 建設交通部 | I | 28 | ○土砂災害危険箇所(8,847箇所)の内、被害が大きいと想定される箇所(3,725箇所)の対策工事を優先的に進める | 建設交通部 |
| 51 | ○ため池の防災対策を進める ・平成25年度実施の一斉点検の結果に基づき、ため池の整備を進める | 農林水産部、市町村 | IV | 31 | ○ため池の防災対策を進める ・ため池の改修の実施 ・防災情報管理システムによる警戒情報の伝達実施 ・ハザードマップの作成等の推進 | 農林水産部、市町村 |
| 52 | ○山腹崩壊地・荒廃溪流の整備及び荒廃移行溪流・荒廃森林の整備を進める ・山地災害危険地区(5,076地区)について、必要に応じて現地調査を行い、緊急性の高い箇所から整備を行う | 農林水産部 | IV | 32 | ○山腹崩壊地・荒廃溪流の整備及び荒廃移行溪流・荒廃森林の整備を進める ・復旧治山事業、予防治山事業により、山地災害危険地区(1,449集落)のうち780集落整(H20年度)→810箇所整備(H26年度) | 農林水産部 |
| 53 | ○丹後縦貫林道の拡幅及び安全施設等の整備を完了させる | 農林水産部 | I | 33 | ○丹後縦貫林道の拡幅及び安全施設等の整備を進める ・丹後縦貫林道リフレッシュ事業第2期工事(H20年度末実績) 延長:10,956m舗装:10,043m進捗率:34.4% | 農林水産部 |
| 1-3-3 地震に強いライフライン施設の整備を進める | | | | | | |
| 54 | ○府営水道施設の耐震化を進める ＜平成28年度までに乙訓浄水場の基幹構造物の耐震化対策を完了させる＞ ・宇治系送水管路の耐震化対策の実施 | 文化環境部 | I | 49 | ○府営水道施設の耐震化を進める ・宇治浄水場、木津浄水場の基幹水道構造物(沈殿池・ろ過池)の耐震化対策の完了 ・乙訓浄水場の基幹構造物の耐震化対策を進める ・送水管路の耐震化計画の策定を進める | 文化環境部 |
| 一部完了 | ○府営水道施設の耐震化を進める ・宇治浄水場、木津浄水場の基幹水道構造物(沈殿池・ろ過池)の耐震化対策の完了 | 文化環境部 | | | | |
| 56 | ○各市町村が管理する下水道施設の耐震化等を進める ＜平成28年度までに地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率70%を目指す＞ ・終末処理場、重要な幹線等の耐震化の推進 | 市町村、文化環境部 | I | 51 | ○各市町村が管理する上下水道施設の耐震化等を進める ・知事認可の水道事業者に対して耐震化計画の策定及び計画的な耐震化実施の指導 | |
| 58 | ○工業用水道施設の耐震化を進める ・長田野工業団地向け送水管路の耐震化の実施 | 文化環境部 | III | 52 | ○長田野、綾部工業団地へ送水する工業用水道施設の耐震化対策を進める ・浄水場出口までの耐震化を完了させるため、耐震化未了である取水施設の27年度完成に向けて耐震化工事を実施する | 文化環境部 |
| 一部完了 | ○長田野、綾部工業団地へ送水する工業用水道施設の耐震化対策を進める ・浄水場出口までの耐震化を完了させるため、耐震化未了である取水施設の27年度完成に向けて耐震化工事を実施する | 文化環境部 | | | | |

| | | | | | | | |
|---------------------------------|----|---|---------------------|-----|-----|--|------------|
| 1-3-4 地震に強いその他のまちづくりを進める | | | | | | | |
| 1 | 66 | ○密集市街地対策を進める ＜平成32年度までに密集市街地の解消を目指す＞ ・密集市街地内の建物の耐震化や不燃化、開放空間の設置等を実施 | 建設交通部、市町村 | I | 60 | ○京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、災害に強いまちづくり事業を進める ・避難地、避難路、電線共同溝、老朽住宅密集地対策 | 建設交通部、市町村 |
| | 67 | ○京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、災害に強いまちづくり事業を進める ・避難路4.06km(H23～H27) ・電線共同溝4.46km(H23～H27) | 建設交通部、市町村 | I | | | |
| | 70 | ○落下対象物(外壁のタイル、窓ガラス、広告塔等)の地震に対する安全性を確保する ・屋外広告物条例等により倒壊又は落下のおそれのある広告物の規制対策を進める ・点検等の重要性を啓発する ・事業者における落下対象物の安全性確保対策の推進 | 建設交通部、府民生活部、市町村、事業者 | IV | 65 | ○屋外広告物条例等により倒壊又は落下のおそれのある広告物の規制対策を進める | 京都府、市町村 |
| 2-1-1 個人・家庭の防災意識を高める | | | | | | | |
| | 74 | ○地震防災に関する府民意識・行動実態調査を実施する | 府民生活部 | III | 101 | ○地震防災に関する府民意識調査の実施を検討する | 府民生活部 |
| 2-1-2 減災に向けて個人(家庭)で行動する | | | | | | | |
| | 75 | ○家庭における防災対策を進める 例)・家庭での防災会議の実施(避難場所、避難経路、連絡方法など) ・家庭で3日分(できれば1週間分)の備蓄(飲料・食料、薬など)の推進 ・緊急持出物品の準備 ・消防団・自主防災活動や地域の防災訓練への参加 ・地域の様々な催しへの参加 | 府民、家庭 | III | 103 | ○家庭における防災対策を進める ・家庭での防災会議の実施(避難場所、避難経路、連絡方法など) ・家庭内備蓄(飲料・食料、薬、懐中電灯、自転車など)の推進 ・緊急持出物品の準備 ・消防団・自主防災活動や地域の防災訓練への参加 ・地域の様々な催しへの参加 | 府民、家庭 |
| 2-2-2 地域の防災意識を高める | | | | | | | |
| 2 | 85 | ○地域でマイ防災マップを作成する(全市町村) ・マップ作成のための研修、図上訓練等を開催する ・まち歩き等をしながらか地域の危険箇所を確認する | 地域、市町村、府民生活部 | III | 111 | ○地域で防災マップ・ハザードマップを作成する ・マップ作成のための研修、図上訓練等を開催する | 地域、市町村 |
| | | | | | 113 | ○防災マップ等の作成の研修会等を実施する | 府民生活部 |
| 2-2-3 減災に向けて地域で行動する | | | | | | | |
| | 92 | ○消防団が活発に活動する地域づくりを進める ・実践的な訓練を取り入れ、救助等専門チームを設置するなど機能強化 ・府立消防学校による消防団員の教育訓練 ・大学生の取組支援や消防団員OBの活用を図る | 市町村、府民生活部 | II | 117 | ○消防団が活発に活動する地域づくりを進める ・実践的な訓練を取り入れ、救助等専門チームを設置するなど機能強化 ・府立消防学校による消防団員の教育訓練 | 市町村、府民生活部 |
| 2-3-1 学校での防災教育を充実する | | | | | | | |
| | 94 | ○学校安全計画に基づき発達の段階を踏まえた防災教育を実施する ・全校で毎年学校安全計画の確認・改善を実施 例)DVD等視聴覚教材を活用した防災教育、事前予告なしの避難訓練、原子力災害を想定した避難訓練、各教科・特別活動等での教育等 | 学校、教育庁、市町村 | I | 120 | ○学校安全計画に基づき防災教育を実施する ・火災や地震を想定した避難訓練、各教科、特別活動等での教育の実施 消防車、起震車乗車体験、消防署の放水訓練等見学、小・中・高それぞれの段階に応じた学習 | 学校、教育庁、市町村 |

| | | | | | | |
|---|--|-------------------------|-----|-----|--|-------------------------|
| 95 | <p>○市町村や地域、専門家等と連携した防災教育を実施する</p> <p>・市町村や地域(消防署・消防団・自治会等)、専門家等と連携した防災教育を広げる。</p> <p>例)市町村や自治会等と連携した避難訓練への参画、防災マップづくり、起震車乗車体験等、防災ワークショップ等の実施</p> | 学校、教育庁、市町村、京都大学防災研 | II | 121 | <p>○各発達段階に応じた防災教育を地域や専門家等と連携し実施する</p> <p>・防災マップづくり、防災ワークショップ等の実施</p> <p>・地震防災安全学習資料及び指導資料の各学校への配布</p> <p>・教材ビデオライブラリーの設置によるDVD等防災教材の各学校への貸出</p> | 学校、教育庁、市町村、京都大学防災研 |
| 2-3-2 学校の危機管理体制を強化する | | | | | | |
| 97 | <p>○教職員の危機対処能力の向上を図る</p> <p>・防災教育を含む指導者向けの学校安全研修等を継続して実施する</p> <p>・教職員を対象とした校内研修を充実させる</p> <p>・初任者・新規採用者研修において、各種防火・防災体験施設を利用し、緊急時の初期対応や安全誘導を学ぶ</p> | 学校、教育庁、府民生活部、市町村、文化環境部 | II | 122 | ○防災教育実施に向けた指導者向けの研修等を継続して実施する | 教育庁、府民生活部 |
| | | | | 124 | ○教職員の危機対処能力の向上を図る | 学校、教育庁、市町村、文化環境部 |
| | | | | 94 | ○児童・生徒等を対象とした防災教育を市町村等と連携して実施する。 | 府民生活部、文化環境部、教育庁、市町村 |
| 98 | <p>○学校の危機管理体制を強化する</p> <p>・全校で毎年、危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の確認・改善を実施</p> | 学校、教育庁、市町村、文化環境部 | I | 125 | <p>○学校の危機管理体制を強化する</p> <p>・家庭・地域社会、関係機関等と連携した学校防災計画及び対応マニュアル等の整備</p> <p>・学校安全計画の策定</p> | 学校、教育庁、市町村、文化環境部 |
| 2-4-1 企業、NPO、ボランティア団体等での人材育成を進める | | | | | | |
| 102 | <p>○災害ボランティアの受援体制を強化する</p> <p>・段階に応じた専門分野ごとに重層的な研修を継続的に実施</p> | 健康福祉部、市町村、府災害ボランティアセンター | III | 190 | <p>○災害ボランティアの受援体制を強化する</p> <p>・各種研修の充実、府や市町村が行う防災訓練への参加促進</p> <p>・広域災害ボランティア設置運用の手引きの改訂</p> <p>・災害ボランティアセンター設置・運用研修、講演会等の開催</p> | 健康福祉部、市町村、府災害ボランティアセンター |
| 2-5-1 府民の防災意識を高めるための広報を行う | | | | | | |
| 109 | <p>○土砂災害等に係る情報を周知する</p> <p>・土砂災害危険箇所の府ホームページでの周知</p> <p>・土砂災害・浸水ハザードマップの作成・周知</p> <p>・ハザードマップ作成に対する「洪水ハザードマップ作成事業費補助」「地域防災力づくり事業」での支援</p> <p>・土砂災害防止法住民説明会の開催</p> <p>・民間商業施設等を活用して毎年○回のパネル展等を開催する</p> <p>・土砂災害警戒区域の指定等を反映した市町村ハザードマップの見直しを図る</p> | 建設交通部、市町村、府民生活部 | III | 30 | <p>○土砂災害等に係る情報を周知する</p> <p>・土砂災害危険箇所の府ホームページでの周知</p> <p>・土砂災害防止法住民説明会の開催</p> <p>・民間商業施設を活用した洪水・土砂災害対策啓発パネル展の開催等</p> <p>・土砂災害・浸水ハザードマップの作成・周知</p> <p>・ハザードマップ作成に対する「洪水ハザードマップ作成事業費補助」「地域防災力づくり事業」での支援</p> | 建設交通部、市町村、府民生活部 |
| 110 | <p>○家庭内、企業内で3日分の備蓄(できれば1週間分)の推奨についての啓発等の実施</p> | 府民生活部、市町村 | III | 251 | ○家庭内、企業内の備蓄の推奨についての啓発等の実施 | 府民生活部、市町村 |
| 111 | <p>○大規模盛土造成地の宅地耐震補強を進める</p> <p>・南海トラフ地震推進地域内の大規模盛土造成地の調査を行い、マップの作成・公表を行う</p> | 建設交通部、市町村、事業者 | III | 62 | ○一般住宅地のような壁の耐震診断や大規模盛土造成地の宅地耐震補強を進める | 建設交通部、市町村、事業者 |
| 2-5-2 府民に対する教育・訓練を実施する | | | | | | |
| 113 | <p>○自主防災リーダーの育成を市町村と連携して進める</p> <p>・年間50人の育成を目指す</p> <p>・マイ防災マップの作成研修の実施</p> <p>・自主防災育成研修会(DIG研修含む)の実施</p> <p>・防災講演会の実施</p> <p>・起震車操作員講習会の実施</p> | 府民生活部、市町村 | I | 92 | <p>○自主防災リーダーの育成を市町村と連携して進める</p> <p>・自主防災育成研修会(DIG研修含む)の実施</p> <p>・防災講演会の実施</p> <p>・起震車操作員講習会の実施</p> | 府民生活部、市町村 |

| | | | | | | |
|-----|---|--------------------------|-----|-----|----------------------------|--------------------------|
| 114 | ○職員出前語らい、危機管理アドバイザーなど講師の派遣 ・職員出前語らいの実施(25回) | 府民生活部、市町村 | I | 93 | ○職員出前語らい、危機管理アドバイザーなど講師の派遣 | 府民生活部、市町村 |
| 117 | ○外国人が参加する訓練を継続して取り組む ・外国人を対象とする訓練を拡大させる ・地域の防災訓練に外国人の参加を増やす | 知事室長G、(財)京都府国際センター、府民生活部 | III | 98 | ○外国人を対象とした訓練を継続して取り組む | 知事室長G、(財)京都府国際センター、府民生活部 |
| 118 | ○平成29年度までに全沿岸市町で津波ハザードマップに基づき津波避難訓練を実施する | 市町村 | I | 205 | ○津波を想定した訓練を実施する | 府民生活部、市町村 |

| | | | | | | | |
|-----------------------|-----|---|-----------------------|-----|-----|---|-----------------------|
| 2-6-1 多様な視点で防災対策に取り組む | | | | | | | |
| 2 | 123 | ○女性等、多様な視点を踏まえた防災対策を検討する ・女性視点での防災対策意見交換会を毎年開催する | 府民生活部 | III | 131 | ○女性等、多様な視点を踏まえた防災対策を検討する | 府民生活部 |
| | 124 | ○被災時の女性のための相談体制づくりを進める ・男女共同参画センターと市町村男女共同参画センター等のネットワーク会議の開催 ・女性相談員の育成研修の実施 ・女性警察官による対応機能の向上 | 府民生活部、警察本部 | III | 237 | ○被災時の女性のための相談体制づくりを進める ・男女共同参画センターと市町村男女共同参画センター等のネットワーク会議の開催 ・女性相談員の育成研修の実施 | 府民生活部 |
| 3-1-1 住まいの耐震診断を進める | | | | | | | |
| | 125 | ○府民の耐震化に関する意識の向上を図る ・地震防災ハザードマップによる啓発 ・ホームページの充実 ・地震防災普及啓発冊子の作成、配付 ・防災教育の実施(小・中・高校生を対象とした出前講座、講演会) ・講演会、リーダー研修の実施等 | 府民生活部、市町村 | II | 66 | ○府民の耐震化に関する意識の向上を図る ・地震防災ハザードマップによる啓発 ・防災教育の実施(小・中・高校生を対象とした出前講座、講演会) ・講演会、リーダー研修の実施等 | 府民生活部、市町村 |
| | 127 | ○木造住宅の耐震診断・改修に係る専門技術者の養成・登録を進める ・5箇年で○人の養成・登録を目指す | 建設交通部、市町村 | I | 68 | ○木造住宅の耐震診断・改修に係る専門技術者の養成・登録を進める ・耐震診断士のスキルアップを図る講習会の実施 | 建設交通部、市町村 |
| 3-1-2 住まいの耐震化を進める | | | | | | | |
| 3 | 128 | ○耐震性能の低い木造住宅等の耐震改修を進める ＜平成32年度までに耐震化率95%を目指す＞ ・住宅耐震改修助成制度や税制優遇措置等の周知・活用 ・耐震改修助成制度の府全域での実施 ・業界団体と耐震改修助成制度等の周知や住宅の耐震化方策に係る意見交換の実施(京都府住宅耐震化促進連絡会議の開催) ・より使いやすい耐震改修の支援の検討 ・住宅関連事業者と連携し、中古住宅流通過程のリフォームの際の耐震改修促進等を実施する ・年間を通して同制度の活用ができるよう市町村窓口での柔軟な運用 | 建設交通部、府民生活部、市町村 | I | 70 | ○耐震性能の低い木造住宅等の耐震改修を進める ＜住宅の耐震化率 90%(H27)＞ ・住宅耐震改修助成制度の周知・活用 ・耐震改修助成制度の府全域での実施 ・年間を通して同制度の活用ができるよう市町村窓口での柔軟な運用 ・業界団体と耐震改修助成制度等の周知や住宅の耐震化方策に係る意見交換の実施(京都府住宅耐震化促進連絡会議の開催) ・より使いやすい耐震改修の支援の検討 | 建設交通部、府民生活部、市町村 |
| | | | | | 71 | ○住宅関連事業者と連携した新たな住宅の耐震化促進策(中古住宅流通過程のリフォームの際の耐震改修促進等)を検討・実施する | 建設交通部 |
| | | | | | 73 | ○住宅の改修、建て替え、リフォームに関する助成制度、税制優遇措置等の周知を進める | 建設交通部、府民生活部、市町村 |
| 3-1-3 室内の安全対策を進める | | | | | | | |
| | 132 | ○各市町村等と連携して家具の固定化等の室内安全対策を進める ＜平成31年度までに家具固定率55%を目指す＞ ・消防団、自主防災組織等と連携し、室内の安全対策事業、住宅用火災警報器の設置事業等の一層の推進 ・家具転倒防止対策等へ助成の検討 ・家具の固定化等、居住空間の安全確保に関するポータルサイトを充実させる ・耐震シェルター、耐震ベッド等に対する助成の検討 ・耐震シェルター、耐震ベッド等について情報提供する | 府民生活部、市町村 | I | 78 | ○各市町村等と連携して家具の固定化等の室内安全対策が進むよう継続して啓発する ・消防団、自主防災組織等と連携し、室内の安全対策事業(家具の固定化、ガラスの飛散防止)、住宅用火災警報器の設置事業等の一層の推進 ・家具転倒防止対策等へ助成の検討 ・耐震シェルター、耐震ベッド等に対する助成の検討 | 府民生活部、市町村 |
| | | | | | 79 | ○家具の固定化等、居住空間の安全確保に関するポータルサイトの設置 ・関係機関等の情報をまとめて情報提供するポータルサイトの作成 | 府民生活部、市町村 |
| 3-2-1 災害後の仮住まいを確保する | | | | | | | |
| | 134 | ○災害時における応急仮設住宅の建設に関する関係団体等との応援協定の締結を進めるとともに、その実効性を高める ・応急仮設住宅の建設にあたっては、地元企業に配慮することを確認する | 建設交通部、府民生活部、市町村 | III | 80 | ○災害時における応急仮設住宅の建設に関する関係団体等との応援協定の締結を進めるとともに、その実効性を高める | 建設交通部、府民生活部、市町村 |
| | 136 | ○応急仮設住宅建設のための体制を整備する ・マニュアルに基づき、適地・候補地の確認・精査を行う ・マニュアルに則した訓練の実施 | 建設交通部、府民生活部、健康福祉部、市町村 | III | 81 | ○応急仮設住宅建設マニュアルを作成する | 建設交通部、府民生活部、健康福祉部、市町村 |
| | | | | | 83 | ○仮設住宅の建設地を確保するための取組を進める | 府民生活部、市町村 |

| 4-1-1 災害対策本部の設置・運営を強化する | | | | | | |
|-------------------------|--|-----------------------------|-----|---|--|----------------------|
| 139 | <ul style="list-style-type: none"> ○府災害対策本部の施設を常設化するとともに、必要な設備のバックアップ措置を行い、機能の確保対策を講じる。 ・災害対策本部の施設を常設する ・災害対応型自動販売機の設置を進める | 総務部、府民生活部、政策企画部、施設所管部局、消防組合 | IV | <ul style="list-style-type: none"> ○必要な設備のバックアップ措置を行い、機能の確保対策を講じるとともに、代替施設確保の検討等を進める ・府総合庁舎の自家発電設備整備 ・災害対応型自動販売機の設置を進める ・災害対策本部の代替施設を検討する | 総務部、府民生活部、政策企画部、施設所管部局、消防組合 | |
| 143 | <ul style="list-style-type: none"> ○計画、マニュアル、資料が一体となった分かり易い地域防災計画に改善する ・ホームページに解説ページを掲載する ・府職員に研修を実施する | 府民生活部 | III | 157 | ○府地域防災計画を見直し・改善する(毎年度) | 府民生活部 |
| | | | | 158 | ○計画、マニュアル、資料が一体となった現地地域防災計画を再構成する | 府民生活部 |
| 146 | <ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ地震防災推進計画を整備する<平成28年度までに推進地域内の全市町村での計画策定を目指す> | 市町村 | I | 161 | ○東南海・南海地震防災推進計画を整備する | 市町村 |
| 148 | <ul style="list-style-type: none"> ○業務継続計画を随時見直し、事業継続体制を確保する | 府民生活部、全部局 | III | 163 | ○業務継続計画の策定など事業継続体制を確保する | 府民生活部、全部局、市町村 |
| 149 | <ul style="list-style-type: none"> ○平成31年度までに全市町村において、業務継続計画を策定する | 市町村 | | | I | ○市町村等における業務継続計画策定の支援 |
| 153 | <ul style="list-style-type: none"> ○府災害対策本部運用マニュアルを見直し、改善する | 府民生活部 | III | 167 | ○府災害対策本部運用マニュアルを作成する | 府民生活部 |
| 4-1-2 通信の手段を確保する | | | | | | |
| 165 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害に強い次期情報通信基盤を整備する ・防災拠点・重要拠点のネットワークの完全二重化の継続や衛星インターネット回線の導入 | 政策企画部、市町村 | II | 146 | ○次期情報基盤を整備する | 政策企画部、市町村 |
| | | | | | ・防災拠点・重要拠点のネットワークを全国に先駆けて完全二重化するなどの対策の実施 | |
| 4-1-3 被害情報の収集を迅速に進める | | | | | | |
| 174 | <ul style="list-style-type: none"> ○新防災情報システムを効率的に活用した訓練を行う | 府民生活部、市町村 | IV | 132 | ○訓練等の結果を検証し、防災情報システム運用の充実・強化を図る | 府民生活部、市町村 |
| 4-1-4 災害情報の伝達体制を確立する | | | | | | |
| 177 | <ul style="list-style-type: none"> ○防災・防犯メール登録者数の拡大<登録者10万人を目指す> | 府民生活部、市町村 | I | 133 | ○防災・防犯メール登録者数の拡大 | 府民生活部、市町村 |
| 180 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害時広報業務マニュアルに基づいた訓練を継続して実施する | 知事室長G、府民生活部 | IV | 153 | ○災害時広報業務マニュアルの改善を図る | 知事室長G、府民生活部 |
| | | | | | ・災害時に有効なツイッター、フェイスブック等による情報提供実施 | |
| | | | | | ・災害時のホームページ提供体制確立 | |
| 182 | <ul style="list-style-type: none"> ○警報伝達体制を整備する ・避難勧告等の客観的避難基準を全市町村での作成の完了 ・携帯電話(メール機能を含む)、ホームページ、広報・消防無線、広報車、避難誘導車等の活用 ・市町村においてハザードマップの利活用の推進 ・土砂災害危険箇所の府ホームページでの周知 ・放送事業者との協定等の実効性確保 | 市町村、府民生活部 | III | 155 | ○警報伝達体制を整備する | 市町村、府民生活部、建設交通部 |
| | | | | | ・避難勧告等の客観的避難基準を全市町村での作成の完了 | |
| | | | | | ・土砂災害危険箇所の府ホームページでの周知 | |
| | | | | | ・放送事業者との協定等の実効性確保 | |
| 4-1-5 応援・受入体制を強化する | | | | | | |
| 186 | <ul style="list-style-type: none"> ○民間企業、団体等との災害時の応援協定の締結を進める ・応援協定締結 ○機関(H26年〇月現在)→〇機関(H31年度) | 府民生活部、市町村 | I | 195 | ○民間企業、団体等との災害時の応援協定の締結を進める | 府民生活部、市町村 |
| | | | | | ・応援協定締結 | |
| | | | | | 96機関(H21年9月現在)→120機関(H26年度) | |
| 195 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害時応援協定の締結等関係機関等との広域避難体制を確認し、連携訓練を実施する ・応援協定の実効性の確保 | 府民生活部 | II | 228 | ○災害時応援協定の締結等関係機関等との広域避難体制を強化する | 府民生活部 |
| | | | | | ・応援協定の実効性の確保 | |

| | | | | | | |
|-------------------------------|--|----------------------------------|-----|-------------|---|----------------------------------|
| 196 | ○広域避難に係る手順書に関係機関と連携し定める ・協定締結関係機関等との訓練の実施 | 府民生活部 | II | 229 | ○広域避難に係る手順書に関係機関と連携し定める | 府民生活部 |
| 197 | ○災害時応援協定の締結等企業との災害復旧に係る協力体制を強化する ・応援協定の締結と実効性の確保 ・協定締結団体等との訓練の実施 | 府民生活部、市町村、ライフライン事業者等、警察本部 | II | 279 | ○災害時応援協定の締結等企業との災害復旧に係る協力体制を強化する ・応援協定の締結と実効性の確保 | 府民生活部、市町村、ライフライン事業者等、警察本部 |
| 4-1-6 府民への広報活動を確立する | | | | | | |
| 198 | ○応援協定に基づきコミュニティFMとの連携体制を整備する ・実践的な訓練を継続して行う | 府民生活部、知事直轄 | III | 142 | ○コミュニティFMとの応援協定を締結する | 府民生活部、知事直轄 |
| 4-2-1 救助・救出活動の能力を向上させる | | | | | | |
| 201 | ○孤立可能性地域の災害対応体制の整備を進める ・集落単位の避難収容計画の策定 ・航空隊、機動隊等による被災者つり下げ救出訓練の実施 | 府民生活部、市町村、警察本部、自衛隊、海上保安本部、国土交通省等 | II | 239 (再掲) | ○孤立可能性地域の災害対応体制の整備を進める ・通信手段の確保 ・集落単位の避難所収容計画の策定 ・孤立時の医療救護計画の策定 ・臨時ヘリポート | 府民生活部、市町村、警察本部、自衛隊、海上保安本部、国土交通省等 |
| 206 | ○京都府地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、地震時も利用可能な消防水利の整備を進める ・耐震性貯水槽 計168基整備(H23~27年度) | 市町村、府民生活部、消防組合 | I | 213 | ○京都府地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、地震時も利用可能な消防水利の整備を進める ・耐震性貯水槽 計1120基(H17年度)→1306基(186基整備)(H22年度) | 市町村、府民生活部、消防組合 |
| 208 | ○災害時医療体制の充実を進める ・災害拠点病院、災害医療コーディネーター、DMAT等が連携して、研修会・訓練を毎年実施 ・基幹災害医療センターの設備整備・運営に対する助成 | 健康福祉部、日赤等医療機関 | III | 214 | ○災害拠点病院(8病院)の機能の充実を進める ・災害拠点病院等研修会、訓練を毎年実施 ・災害医療センターの設備整備・運営に対する助成 ・災害拠点病院以外での公的医療機関の整備 | 健康福祉部、日赤等医療機関 |
| 209 | ○京都府災害拠点病院等連絡協議会を中心として災害時医療体制を整備する ・京都府災害医療活動指針を策定する ・災害医療コーディネーターの運用について協議する ・SCU(広域医療搬送拠点)の整備について検討する | 健康福祉部、日赤等医療機関 | III | 215 | ○災害医療センター等連絡協議会(仮称)を設立し、災害時における病院間連携や府におけるDMAT研修等の実施による災害時医療体制の充実(H25年度中設置予定) | 健康福祉部、日赤等医療機関 |
| 210 | ○京都府緊急災害医療チーム(DMAT)の養成(260名)を進める ・京都DMAT養成研修を実施し、府内14病院各3チーム以上の体制の確保を図る | 健康福祉部、日赤等医療機関 | I | 216 | ○京都府緊急災害医療チーム(DMAT)の養成を進める | 健康福祉部、日赤等医療機関 |
| 211 | ○医薬品・医療用品の確保体制を継続・強化する ・搬送体制について検討、確保する | 健康福祉部 | II | 217 | ○医薬品・医療用品の確保体制を継続・強化する ・応援協定の実効性の確保 ・災害用医薬品備蓄リストの見直し | 健康福祉部 |
| 213 | ○災害時医療救護活動マニュアルに基づいた訓練を実施する | 府医師会 | II | 219 | ○災害時の医療体制整備に係るマニュアルの策定 | 府医師会 |
| 214 | ○医療機関と搬送機関の情報共有、連携体制を強化する ・災害時医療情報入力訓練を実施し、各機関のシステムへの入力率向上を図る | 医療機関、健康福祉部、市町村、消防組合 | IV | 220 | ○医療機関と搬送機関の情報共有、連携体制を強化する ・広域医療災害救急医療情報システムの運用等 ※医療機関(3次及び2次、初期救急(休日夜間急患センター等)、消防機関など約140施設)に設置 ・国、府による災害発生時の医療機関によるシステム情報伝達訓練等の実施 ・ドクターカーの管理・運営に要する経費の助成 | 医療機関、健康福祉部、市町村、消防組合 |
| 217 | ○迅速かつ的確に亡くなられた方への対応ができる体制を確保する ・多数遺体取扱要領に基づいた訓練の実施 ・遺体安置所の確保 ・遺族等の心情を理解させる教養の推進 | 警察本部、市町村、健康福祉部 | II | 248 | ○迅速かつ的確に亡くなられた方への対応ができる体制を確保する ・災害発生時の検視要員の確保 ・遺体の検案体制の整備 ・火葬場データベースの整備 ・埋火葬等の広域連携体制の確保 ・遺体安置所の確保 | 警察本部、市町村、健康福祉部 |

| | | | | | |
|--------------------------------|---|-------------------------|-----|-----|--|
| 218 | ○埋火葬広域連携体制を確保する ・広域火葬計画の策定 | 健康福祉部 | II | | |
| 4-2-2 被災者の生活対策を支援する | | | | | |
| 221 | ○全市町村で指定緊急避難場所の周知を図る 例)ホームページによる情報提供 ・防災マップの配付等 | 市町村 | I | 227 | ○広域避難場所等の周知を図る ・ホームページ、地デジによる情報提供 ・防災マップの配布等 府民生活部、市町村 |
| 224 | ○防災機能をもった都市公園を整備する ・体育館等の非構造部材耐震化について調査・検討を行う | 建設交通部、市町村 | II | 226 | ○防災機能をもった都市公園を整備する 建設交通部、市町村 |
| 225 | ○全沿岸市町村が津波ハザードマップに基づき津波避難路・避難場所の点検・整備を進める | 市町村 | I | 206 | ○津波避難路・避難場所の点検・整備を進める 市町村 |
| 226 | ○避難所の耐震化を進める <平成31年度までに耐震化率90%を目指す> | 施設所管部局、教育庁、府民生活部、市町村 | I | 270 | ○避難所の耐震化を進める(再掲) 施設所管部局、教育庁、府民生活部、市町村 |
| 227 | ○避難所に指定されていない公的施設の指定拡充や中規模ホテル・旅館等民間施設の活用について検討を進める | 市町村、府民生活部、商工労働観光部、建設交通部 | III | 271 | ○避難所に指定されていない公的施設の指定拡充やホテル等民間施設の活用について検討を進める 市町村、府民生活部 |
| 229 | ○自立できる避難所として太陽光発電などを整備する | 文化環境部、府民生活部、市町村 | III | 273 | ○自立できる避難所として太陽光発電などの検討を進める 府民生活部、市町村 |
| 235 | ○被災地、避難所等の衛生管理体制を確立する ・衛生環境維持対策の確保及び支援体制の強化 ・避難所における食品衛生確保ガイドラインの普及 | 府民生活部、健康福祉部、市町村 | II | 258 | ○被災地、避難所等の衛生管理体制を確立する ・住民、避難者の健康管理体制の確保及び支援体制の強化 ・消毒剤等の確保及び支援体制の強化 ・衛生環境維持対策の確保及び支援体制の強化 府民生活部、健康福祉部、市町村 |
| 238 | ○被災者のメンタルケアの充実を図る ・他府県等、外部からの派遣、支援の受入体制の整備を検討する | 健康福祉部 | III | 263 | ○被災者のメンタルケアの充実を図る 健康福祉部 |
| 242 | ○大気汚染・水質汚濁常時監視の強化及び大気汚染・水質汚濁緊急時対策を実施できる体制を確立する ・非常用電源対策の推進 | 文化環境部、市町村 | II | 245 | ○大気汚染・水質汚濁常時監視の強化及び大気汚染・水質汚濁緊急時対策を実施できる体制を確立する ・大気環境モニタリングシステムの耐震化の推進 文化環境部、市町村 |
| 243 | ○特別管理廃棄物の適正処理を進める ・アスベスト、PCBなどの適正処理の推進 | 文化環境部、市町村 | III | 246 | ○特別管理廃棄物の適正処理を進める ・アスベスト、PCBなどの処理計画の作成 文化環境部、市町村 |
| 4-2-3 特別な配慮が必要な人への支援を行う | | | | | |
| 244 | ○身体障害者や知的障害者の更生相談及び支援を実施する ・災害時の相談・支援体制について検討する | 健康福祉部 | III | 223 | ○身体障害者や知的障害者の更生相談及び支援を実施する 健康福祉部 |
| 245 | ○発達障害者、高次脳機能障害に関する支援・相談を実施する ・災害時の相談・支援体制について検討する | 健康福祉部、市町村 | III | 224 | ○発達障害者、高次脳機能障害に関する支援・相談を実施する ・発達障害者支援事業 ・高次脳機能障害者支援事業 健康福祉部、市町村 |
| 246 | ○災害時要配慮者名簿・マップを活用し、平時から関係機関の情報共有を進める ・各市町村において情報共有を行う機関の拡大を図る | 市町村、府民生活部、健康福祉部 | III | 230 | ○災害時要配慮者名簿・マップを活用し、平時から関係機関の情報共有を進める ・全市町村で情報共有を行う 市町村、府民生活部、健康福祉部 |
| 247 | ○要配慮者の避難体制を確保する ・全市町村で個別避難計画を策定する | 市町村、健康福祉部、府民生活部等 | I | 231 | ○要配慮者の避難体制を確保する ・避難支援全体計画策定 ・個別避難計画策定に着手 市町村、健康福祉部、府民生活部等 |
| 250 | ○福祉避難サポートリーダーを養成する ・平成28年度までに1000人の養成を目指す | 市町村、健康福祉部 | I | 232 | ○要配慮者対策を進める ・手話通訳者の養成 ・盲ろう者の通訳介助員の養成 ・要約筆記者の養成 ・福祉施設活用の先進的取組事例等の紹介 ・連絡調整会議の開催 |

| | | | | | | |
|--------------------------------|--|--|-----|-----|---|---|
| 251 | ○全市町村で要配慮者を含めた避難訓練を実施する | 市町村、健康福祉部 | I | 200 | ・生活・災害情報を多言語で配信、防災ガイドの作成 ・福祉避難サポートリーダー養成研修の開催 ・「災害時要配慮者避難支援ガイドブック」の作成 | |
| 252 | ○避難所における要配慮支援を進める ・全市町村でマニュアルに沿った訓練の実施 ・すべての小学校区で福祉避難所、福祉避難コーナーを設置する | 市町村、健康福祉部 | I | 276 | ○避難所における要配慮支援を進める ・各市町村において、地域防災計画に基づく、避難所運営体制の整備 ・介護施設等との災害時の避難所開設に関する応援協定の締結 | 市町村、健康福祉部 |
| 4-2-4 物資等の輸送、供給対策を行う | | | | | | |
| 256 | ○「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき、計画的な備蓄を進める <平成30年度までに充足率100%を目指す> | 健康福祉部、府民生活部 | I | 250 | ○公的備蓄に流通備蓄を組み合わせ、経済的・効率的な京都府内の備蓄計画を策定する ・府・市町村による公的備蓄の推進 ・事業者等との応急物資供給等に関する協定の締結の推進と実効性の確保 ・生活必需品の保有業者、物資名及び在庫数量の調査の実施 | 府民生活部、健康福祉部、農林水産部、市町村、近畿農政局、近畿経済産業局 |
| | | | | 256 | ○関西広域連合の備蓄計画(平成25年策定予定)と整合性を図り、備蓄を進める | 府民生活部、健康福祉部 |
| 259 | ○物資の確保・調達及び輸配送について関西広域連合での体制を構築する | 府民生活部、健康福祉部、市町村、近畿運輸局 | III | 252 | ○関西広域の備蓄体制についての検討を進める ◆現状 食料品等の備蓄等の状況 ・府・市町村において、乾パンや米など約60万食の公的備蓄 ・事業者、団体と62種類の協定の締結 ・広報紙、ホームページ、防災講習会等で 家庭内備蓄の啓発の実施 | 府民生活部、健康福祉部、市町村、近畿農政局、近畿経済産業局 |
| | | | | 257 | ○物流団体・事業者と連携した物資集積配送体制を整備する ・物流保管に関する倉庫協会との協定締結 ・物流専門家の派遣に関する協定締結 | 府民生活部 |
| 261 | ○物資の効率的な配送等を考慮した府備蓄倉庫の体制を整備する ・大規模公共施設の建設時に備蓄倉庫機能を付与 | 府民生活部、健康福祉部 | III | 254 | ○府の備蓄倉庫を整備する | 健康福祉部、府民生活部 |
| 4-2-5 NPO・ボランティアと連携する | | | | | | |
| 266 | ○府災害ボランティアセンターの機能を強化する ・災害時初動支援チームの登録者に研修を行う ・広域災害図上訓練の実施 | 健康福祉部、府災害ボランティアセンター | II | 126 | ○府災害ボランティアセンターの機能を強化する。 ・企業・団体に災害ボランティアセンターへの登録を呼びかけるリーフレット等の作成、配付等の取組 ・広域的なネットワークの構築(近畿府県における災害時の連携強化) ・無線通信の整備 | 健康福祉部、府災害ボランティアセンター |
| 267 | ○市町村の災害ボランティアセンターの体制を整備する ・全市町村で災害ボランティアセンターの常設化を目指す | 健康福祉部、府災害ボランティアセンター、市町村、各市町村災害ボランティアセンター | I | 127 | ○市町村の災害ボランティアセンターの体制を整備する ・府内市町村で常設の災害ボランティアセンターの設立の推進 ・京都市災害ボランティアセンターの各区ごとに設置できる仕組みづくりの検討 | 健康福祉部、府災害ボランティアセンター、市町村、京都市災害ボランティアセンター |
| | | | | 189 | ○各市町村で常設の市町村災害ボランティアセンターの設置を進める(再掲) | 健康福祉部、市町村 |
| 4-2-6 公共インフラ被害の応急処置等を行う | | | | | | |
| 270 | ○緊急輸送交通管制施設の整備を進める <平成〇年までに100%整備を目指す> ・交通安全施設等整備(交通監視カメラ及び交通規制表示板の整備) | 警察本部 | I | 267 | ○緊急輸送交通管制施設の整備を進める ・交通安全施設等整備(交通監視カメラ及び交通規制表示板の整備) | 警察本部 |
| 271 | ○災害時の交通体制を整備する ・信号機電源付加装置の整備 ・道路啓開体制の確保 | 警察本部、建設交通部 | II | 268 | ○災害時における緊急輸送道路の交通を確保する ・緊急通行車両の確認 ・適切な交通規制の実施 ・交通情報の収集及び迅速な提供 ・道路啓開体制の確保 | 警察本部、建設交通部 |

| | | | | | | |
|-----|---|-----------|----|-----|--|-------|
| 272 | ○放置車両の撤去に伴う民間団体、道路管理者との連携体制を強化する ・応援協定の実効性の確保 ・協定締結事業者との訓練の実施 | 警察本部 | II | 269 | ○放置車両の撤去に伴う民間団体との連携体制を強化する ・応援協定の実効性の確保 | 警察本部 |
| 274 | ○全市町村で水道震災対策行動マニュアルの整備を目指す | 市町村、文化環境部 | I | 282 | ○「市町村等水道震災対策行動マニュアル策定指針」(H21年9月改訂)を改善する | 文化環境部 |

| | | | | | | | |
|--------------------------------|--|--|------------------------------------|-----|--|--|------------------------------------|
| 4-2-7 建物、宅地等の応急危険度判定を行う | | | | | | | |
| 4 | 288 | <ul style="list-style-type: none"> ○被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する ・被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士養成講習会の開催 ・近畿府県等の連携を図るとともに、行政及び関係業界で構成する協議会組織による実地・連絡訓練、研修会を開催 | 建設交通部、市町村 | III | 244 | <ul style="list-style-type: none"> ○被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する ・地震被災建築物応急危険度判定士養成講習会の開催 ・行政及び関係業界で構成する協議会組織による訓練・研修会の開催 ・連携体制の構築 ・応急危険度判定に用いる資機材を地域ブロックごとに分散備蓄 | 建設交通部、市町村 |
| | 4-2-11 廃棄物処理を進める | | | | | | |
| | 295 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物処理計画を改善する ・全市町村に対し、必要に応じて改定を助言する | 文化環境部、市町村 | I | 261 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物処理計画を策定する | 文化環境部、市町村 |
| 5-1-1 京都全体のBCPを進める | | | | | | | |
| 5 | 297 | <ul style="list-style-type: none"> ○府内の行政、関係団体、ライフライン機関等に専門家を加えたメンバーによる推進会議を開催し、「京都BCP」の推進を図る ・セミナー、意見交換会の開催 ・BCPに係る訓練の実施 | 府民生活部、商工労働観光部、企業等経済団体 | III | 309 | <ul style="list-style-type: none"> ○府内の行政、関係団体、ライフライン機関等に専門家を加えたメンバーによる検討会議を開催し、「京都BCP」を策定する(復興計画・資金の準備等含む) | 府民生活部、商工労働観光部、企業等経済団体 |
| | 298 | <ul style="list-style-type: none"> ○地元金融機関における連携型BCPを確立する | 府民生活部、各金融機関 | III | 209 | <ul style="list-style-type: none"> ○復興・復旧に対する多様な資金の準備計画を検討する(「京都BCP」を基に検討) | 府民生活部、市町村、防災関係機関等 |
| 6-1-1 観光客等を保護する | | | | | | | |
| 6 | 307 | <ul style="list-style-type: none"> ○各市町村に応じた災害時における観光客保護対策を進める ・<平成31年度までに全市町村で地域に応じた観光客保護対策を推進する> 例)・市町村の参考となる観光客保護対策の方針を作成する ・観光客支援マニュアルの整備 ・情報伝達等避難誘導方法の確立 ・一時的な避難施設の確保 ・観光客保護を想定した訓練等の実施 | 府民生活部、商工労働観光部、京都市、市町村、警察本部、防災関係機関等 | I | 296 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害時における観光客保護対策を進める ・関係機関による対策会議等の実施 ・地域防災計画の修正 ・京都府・京都市のワーキングにより観光客保護対策の検討・実施 | 府民生活部、商工労働観光部、京都市、市町村、警察本部、防災関係機関等 |
| | | 297 | | | <ul style="list-style-type: none"> ○観光客の避難誘導や一時滞在体制を構築する ・情報伝達等避難誘導指針等 ・一時的な避難施設の確保 ・観光客支援マニュアルの作成 | | |
| | 312 | <ul style="list-style-type: none"> ○企業等に対して従業員の帰宅困難者対策の重要性を啓発し、対策を促す ・企業向け勉強会等の実施 ・帰宅困難者対策に協力する企業等を広げる | 府民生活部、市町村 | III | 243 | <ul style="list-style-type: none"> ○企業等に対して従業員の帰宅困難者対策の重要性を啓発する ・企業向け勉強会等の実施 | 府民生活部、市町村 |
| 313 | <ul style="list-style-type: none"> ○関西圏域の帰宅支援ガイドラインを策定する | 府民生活部、商工労働観光部、京都市、市町村、警察本部、防災関係機関等 | III | 298 | <ul style="list-style-type: none"> ○観光客・帰宅困難者対策について、関西広域連合で検討を進める | 府民生活部、商工労働観光部、京都市、市町村、警察本部、防災関係機関等 | |
| 6-2-1 伝統・文化を守る | | | | | | | |
| 316 | | <ul style="list-style-type: none"> ○重要文化財建造物とその周辺地域の総合的な防災対策を進める ・京都府・京都市のワーキングにより防災対策の検討 ・地震時にも使用可能な水利、管路、消火施設の整備 ・文化財所有者と地域住民等との共助体制の構築(地域住民等も含めた防災訓練の実施、文化財市民レスキュー体制の構築など) ・緊急防災施設耐震改修事業の拡大 | 教育庁、府民生活部、京都市、市町村、消防組合 | I | 302 | <ul style="list-style-type: none"> ○重要文化財建造物とその周辺地域の総合的な防災対策を進める ・京都府・京都市のワーキングにより防災対策の検討 ・地震時にも使用可能な水利、管路、消火施設の整備 ・文化財所有者と地域住民等との共助体制の構築(地域住民等も含めた防災訓練の実施、文化財市民レスキュー体制の構築など) | 教育庁、府民生活部、京都市、市町村、消防組合 |
| | 318 | <ul style="list-style-type: none"> ○文化財データベースを整備し、府、市町村等の情報の共有化を図る ・データベースを随時更新し、最新の情報を整備する ・データベースを活用した実践的な訓練を実施する | | | 教育庁、京都市 | II | |

| | | | | | | |
|-----|--|---------|----|-----|---|---------|
| 321 | <p>○こころのふるさと京都の文化財保護事業を推進する「文化財を守り伝える京都府基金」への寄付金や「緑と文化の基金」等を活用し、文化財の保護、修理、防災対策を総合的に推進</p> <p>・五箇年で○件の支援を目指す</p> | 文化環境部 | I | 307 | <p>○こころのふるさと京都の文化財保護事業を推進する「文化財を守り伝える京都府基金」への寄付金や「緑と文化の基金」等を活用し、文化財の保護、修理、防災対策を総合的に推進</p> | 文化環境部 |
| 322 | <p>○和装・伝統産業の基盤づくりを進め、文化財資料・伝統工芸品の修理・修復に必要な伝統的技術の継承を図る</p> <p>・人材育成、技術伝承、新たなものづくりの推進、普及啓発など</p> <p>・「匠の公共事業」等により、伝統的技術の継承対策の実施</p> <p>・文化財修復拠点の構築</p> | 商工労働観光部 | II | 308 | <p>○和装・伝統産業の基盤づくりを進め、文化財資料・伝統工芸品の修理・修復に必要な伝統的技術の継承を図る</p> <p>・人材育成、技術伝承、新たなものづくりの推進、普及啓発など</p> <p>・「匠の公共事業」等により、伝統的技術の継承対策の実施</p> | 商工労働観光部 |